

4

主題	施設利用料の未収金管理
副題	未収入金の具体的な回収の取り組みについて

キーワード1 未収金管理	キーワード2 徴収不能引当金	研究期間	36 ヶ月
--------------	----------------	------	-------

法人名	社会福祉法人三育ライフ		
事業所名	特別養護老人ホーム シャローム東久留米		
発表者：松田 光一	アドバイザー：なし		
共同研究者：氏名 千先 稜			

電話	042-467-1561	FAX	042-467-3040
----	--------------	-----	--------------

今回発表の事業所やサービスの紹介	「いのちを敬い、いのちを愛し、いのちに仕える」という法人の理念を基本に生命の尊厳と人権の尊重、思いやりといたわり、生活の質の向上を目標として平成4年から東京都北部にある東久留米市を中心に福祉事業を行っている高齢者総合福祉施設。
------------------	---

《1. 研究前の状況と課題》

シャローム東久留米では従来の未収金管理業務はあったものの、管理体制が構築されていなかったため、平成18年から平成19年度決算において徴収不能引当金が多大になり法人財務への影響が大きい事から早急な改善が求められた。

《2. 研究の目的》

将来の特定の費用または損失となる可能性が高い利用者未収金に対して徴収不能引当金を多大に計上する事は法人財務への影響が大きいため、事業所全体で回収手続きを新たに構築し具体的に実施することで債権の全額回収を目指した。

《3. 具体的な取り組みの内容》

- ① 対象者
平成 19 年度決算で計上された徴収不能引当金△1,099,753 円はすべて特養利用者 3 名分
- ② 取り組みの具体的な手法
ご家族（支払者）への文書通知と内容証明の郵送及び債務承諾分割返済書の取り交わし、また支払督促・少額訴訟等の法的手続実施
- ③ 取り組み時間や期間
平成 20 年度より約 36 ヶ月かけ平成 22 年まで債権回収実施
- ④ 取り組みの手順
支払者への文書通知
↓
内容証明郵便送付
↓
債務承諾分割返済書取り交わし
↓
支払督促・少額訴訟実施（簡易裁判）
- ⑤ 取り組んだ職員数や構成
管理課 3 名と相談課相談員 1 名
- ⑥ 部署間の連携
相談課との連携：対象支払者（家族等）の現状把握（経済状況等）
行政との連携：支払不能回避のため生活保護移行等の相談及び情報共有

《4. 取り組みの結果》

具体的な取り組み①～⑥を行った結果平成 19 年度決算で計上されていた△1,099,753 円の徴収不能引当金が平成 22 年度決算ではゼロとなった。

《5. 考察、まとめ》

考察

引当金計上されている利用者債権回収を実施した事で未収金回収スキームを構築でき業務管理体制全体を見直す事が出来た。

《6. 倫理的配慮に関する事項》

なお、本研究発表を行うにあたり、ご本人（ご家族）に口頭にて確認をし、本研究発表以外では使用しないこと、それにより不利益を被ることはないことを説明し、回答をもって同意を得たこととした。

《7. 参考文献》

新社会福祉法人会計の実務・第 2 編
東京都社会福祉協議会